
第四次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画
に基づく施策の実施状況等

令和5（2023）年度

大 阪 府

1 第四次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画に基づく事業の実施状況

基本理念

子育てと生計をひとりで担っているひとり親家庭等が、社会を構成する子育て家庭のひとつの家族形態として、自らの力を発揮し安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てることのできる社会づくりをめざす。

【基本目標】

1. 就業支援
2. 子育てをはじめとした生活面への支援
3. 面会交流の促進・養育費確保への支援
4. 経済的支援
5. 相談機能の充実
6. 人権尊重の社会づくり

1. 就業支援

【就業あっせん】

① 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進

目標・実施計画等

- 就業と子育ての両立を図るため、就業や日常生活の支援を組み合わせたワンストップによる事業を展開するとともに、マザーズハローワークをはじめとした就業相談機関と連携して、身近な地域での相談体制の整備や雇用の確保、職場への定着など就業による自立に向けた支援の充実を図ります。
- 全国のハローワークが保有する求人情報のオンライン提供を活用するほか、求職者の情報を集約した就業支援バンクを活用して、リアルタイムでの仕事紹介ができるように、就業・自立支援センター事業における職業紹介機能を強化します。

ひとり親家庭の親等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就職情報の提供など、一貫した就業支援サービスの提供を行うとともに、養育費の相談等の生活支援サービスを提供しました。また、ひとり親家庭の親等からの就業に関する相談等に応じる母子・父子自立支援員の知識や技能向上を図るための研修会を実施しました。

また、ハローワーク求人情報のオンライン利用により、求職者のニーズにマッチした就業支援を行いました。

■母子家庭等就業・自立支援センター事業（就業相談事業）の状況

| | | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------------|----|----------|-------|-------|-------|-------|
| 相談者数 (求職) | 新規 | 271 人 | 236 人 | 232 人 | 279 人 | 256 人 |
| | 再来 | 16 人 | 16 人 | 55 人 | 35 人 | 43 人 |
| | 電話 | 153 件 | 376 件 | 415 件 | 398 件 | 373 件 |
| 求人者数 | | 318 人 | 242 人 | 68 人 | 129 人 | 108 人 |
| 求人件数 | | 175 件 | 93 件 | 53 件 | 72 件 | 68 件 |
| 求人情報提供人数 | | 280 人 | 245 人 | 195 人 | 245 人 | 266 人 |
| 就職者数 | | 61 人 | 65 人 | 67 人 | 67 人 | 89 人 |
| 常用 | | 21 人 | 27 人 | 27 人 | 31 人 | 35 人 |
| パート・臨時 | | 40 人 | 38 人 | 49 人 | 36 人 | 54 人 |

■母子家庭等就業・自立支援センター事業における養育費相談の状況

| | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|----------|-------|-------|-------|-------|
| 相談件数 | 70 件 | 51 件 | 83 件 | 46 件 | 44 件 |

■母子家庭等就業・自立支援センター事業（相談関係職員(母子・父子自立支援員)研修支援事業）
の状況

対象：市・町、子ども家庭センターの母子・父子自立支援員 約50名

| 年度 | 開催日 | 内 容 |
|----------------|-------|---|
| 平成 30 年度 | 5/25 | (1)ひとり親家庭等の福祉施策 (2)大阪府母子寡婦福祉連合会事業 (3)求職者支援と各種貸付・給付金制度 (4)人権研修「人権って何？」 |
| | 6/27 | (1)知っておこう年金制度の基礎知識シリーズ② (2)相談面接の技術 |
| | 9/28 | (1)介護分野への就職支援 (2)奨学金制度について (3)施設見学(母子生活支援施設) |
| | 10/24 | (1)生活保護とは (2)面会交流 |
| | 11/30 | (1)支援者のメンタルヘルス (2)研修を振り返って |
| 令和 元 年度 | 5/24 | (1)ひとり親家庭等の福祉施策 (2)母子家庭等就業・自立支援センターの就業支援 (3)人権問題の基礎知識 |
| | 6/26 | (1)対人援助のための相談面接技術 |
| | 9/20 | (1)「これって子ども虐待？」～わたしたちができること～ (2)「離婚前後の相談（調停、養育費、面会交流等）」を巡る諸問題 |
| | 10/25 | (1)事例検討会 (2)「子どもや保護者の理解と対応」～生き辛さに視点を置くと対象者との関係が変わる～ |
| | 11/29 | (1)「ひとり親家庭のベストサポーターになる」 (2)質疑応答・情報提供 (3)グループ討議 |
| 令和 2 年度 | 5/22 | (1)令和2年度大阪府ひとり親家庭等の福祉施策 (2)雇用保険における給付制度 (3)新母子・父子福祉センター事業 |
| | 7/3 | (1)人権問題の基礎知識 (2)高等教育の修学支援新制度及び母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度 (3)府立母子・父子福祉センター |
| | 9/18 | (1)発達障がいへの理解と支援 (2)相談面接技術 |
| | 10/21 | (1)事例検討 (2)養育費と面会交流について (3)情報交換 |
| | 11/27 | (1)ケアする人のケア (2)母子家庭等就業・自立支援センター (3)グループ討議 |
| 令和 3 年度 | 5/22 | (1)令和3年度大阪府ひとり親家庭等の福祉施策 (2)大阪府立母子・父子福祉センター (3)母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度 (4)ひとり親支援に対する就労支援のポイント |
| | 6/25 | (1)福祉従事者に求められる人権意識 (2)その人らし暮らし方・働き方を支えるために (3)ひとり親家庭住宅支援資金貸付 (4)ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付 |
| | 9/18 | (1)ひとり親の家計の実態と必要な支援 (2)面会交流 |
| | 10/20 | (1)事例発表 (2)育ちの傷と向き合うために |
| | 11/26 | (1)ヤングケアラーの現状と支援者に必要な視点 (2)ひとり親家庭のベストサポーターになる (3)グループ討議と住宅資金貸付金制度についての説明 |
| 令和 4 年度 | 5/25 | (1)令和4年度大阪府ひとり親家庭等の福祉施策 (2)母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度について |
| | 6/24 | (1)対人援助のための相談面接技術 (2)人権について考える |
| | 9/16 | (1)公証役場について (2)虐待に至る親への支援 |
| | 10/19 | (1)発達障害の基本的理解 (2)発達特性の気づきと対応 |
| | 11/18 | (1)知っておきたい年金制度 (2)最新の離婚前後の法律 (3)ヤングケアラーについて (4)ひとり親住宅支援資金貸付制度について (5)グループ討議 |

■一般市等就業・自立支援事業の状況

「母子家庭等就業・自立支援センター事業」と同様の事業を一般市等においても実施することができ、下表の市においては、より身近な地域においてもひとり親家庭の親等の自立支援を図っています。

| | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|--------------|------------------------------|------------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 実施市町 | (※1)3 市 吹田市 茨木市 松原市 | (※2)3 市 吹田市 茨木市 松原市 | (※3) 2 市 茨木市 松原市 | 2 市 茨木市 松原市 | 2 市 茨木市 松原市 |
| 就業支援講習会の実施内容 | パソコン、 介護職員初任者 研修 | パソコン、 介護職員実務者 者研修 | パソコン、 介護職員実務者 者研修 | パソコン、 介護職員実務者 者研修 | パソコン、 介護職員実務者 者研修 |

(※1)八尾市が中核市に移行 (※2)寝屋川市が中核市に移行 (※3)吹田市が中核市に移行

② 母子・父子自立支援プログラム策定事業と生活保護受給者等就労自立促進事業等との連携

目標・実施計画等

- 母子・父子自立支援プログラム策定事業と生活保護受給者等就労自立促進事業等の連携を図り、一般市（福祉事務所を有する市町）及び郡部を所管する子ども家庭センター（池田・富田林・岸和田）（以下、「福祉事務所設置自治体」という。）における身近な地域での就労支援を促進します。

福祉事務所等に配置された母子・父子自立支援プログラム策定員が、児童扶養手当受給者に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組み等について状況把握を行い、個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、ハローワークに配置された就職支援ナビゲーターとの連携により、きめ細かで継続的な自立・就労支援を実施しました。

■母子・父子自立支援プログラム策定事業の状況

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------------|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | (※1) 24市町 | (※2) 23市町 | (※3) 22市町 | 22市町 | 23市町 |
| 実施市町及び策定件数 | 岸和田市 81件 | 岸和田市 55件 | 岸和田市 68件 | 岸和田市 20件 | 岸和田市 11件 |
| | 池田市 1件 | 池田市 0件 | 池田市 0件 | 池田市 0件 | 池田市 2件 |
| | 吹田市 26件 | 吹田市 19件 | 泉大津市 27件 | 泉大津市 20件 | 泉大津市 17件 |
| | 泉大津市 37件 | 泉大津市 27件 | 貝塚市 37件 | 貝塚市 34件 | 貝塚市 26件 |
| | 貝塚市 33件 | 貝塚市 24件 | 茨木市 19件 | 茨木市 21件 | 茨木市 13件 |
| | 茨木市 11件 | 茨木市 8件 | 泉佐野市 16件 | 泉佐野市 14件 | 泉佐野市 11件 |
| | <u>泉佐野市 5件</u> | 泉佐野市 12件 | 富田林市 1件 | 富田林市 0件 | 富田林市 5件 |
| | 富田林市 0件 | 富田林市 0件 | 河内長野市 28件 | 河内長野市 25件 | 河内長野市 36件 |
| | 寝屋川市 49件 | 河内長野市 28件 | 松原市 0件 | 松原市 0件 | 松原市 0件 |
| | 河内長野市 36件 | 松原市 0件 | 和泉市 35件 | 和泉市 25件 | 大東市 11件 |
| | 松原市 0件 | 和泉市 25件 | 箕面市 0件 | 箕面市 1件 | 和泉市 20件 |
| | 和泉市 28件 | 箕面市 0件 | 柏原市 4件 | 柏原市 4件 | 箕面市 0件 |
| | 箕面市 0件 | 柏原市 5件 | 羽曳野市 15件 | 羽曳野市 9件 | 柏原市 4件 |
| | 柏原市 5件 | 羽曳野市 18件 | 門真市 18件 | 門真市 12件 | 羽曳野市 11件 |
| | 羽曳野市 14件 | 門真市 18件 | 摂津市 4件 | 摂津市 10件 | 門真市 10件 |
| | 門真市 26件 | 摂津市 6件 | 高石市 0件 | 高石市 9件 | 摂津市 4件 |
| | 摂津市 7件 | 高石市 9件 | 藤井寺市 0件 | 藤井寺市 3件 | 高石市 7件 |
| | 高石市 9件 | 藤井寺市 0件 | 泉南市 35件 | 泉南市 30件 | 藤井寺市 1件 |
| | 藤井寺市 0件 | 泉南市 18件 | 四條畷市 19件 | 四條畷市 7件 | 泉南市 26件 |
| | 泉南市 32件 | 四條畷市 18件 | 大阪狭山市 0件 | 大阪狭山市 4件 | 四條畷市 4件 |
| | 四條畷市 18件 | 大阪狭山市 0件 | 阪南市 0件 | 阪南市 0件 | 大阪狭山市 0件 |
| | 大阪狭山市 0件 | 阪南市 1件 | 島本町 13件 | 島本町 11件 | 阪南市 0件 |
| | 阪南市 0件 | 島本町 8件 | | | 島本町 7件 |
| | 島本町 9件 | | | | |
| | 合計 427件 | 合計 299件 | 合計 339件 | 合計 261件 | 合計 232件 |

(注) 下線部は当該年度からの実施市町 (※1)八尾市が中核市に移行 (※2)寝屋川市が中核市に移行
(※3)吹田市が中核市に移行

■大阪府（政令・中核市を含む）における就労準備支援事業（生活困窮者自立支援制度）の実施状況

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 事業実施自治体 | 31 | 33 | 34 | 35 | 35 |

※福祉事務所設置自治体（府内33市及び島本町、その他9町村は大阪府が実施主体）が事業実施

③ 地域就労支援事業による就労支援

目標・実施計画等

- ひとり親家庭の親をはじめとする就職困難者に対して、市町村の実施する地域就労支援事業を交付金により支援するとともに、地域の関係機関との連携・協力体制づくり、コーディネーターの人材育成等を図るなどバックアップに努めます。

ひとり親家庭の親等をはじめ、働く意欲・希望がありながら雇用・就労を妨げるさまざまな要因を抱える就職困難者を対象に、身近な行政機関である市町村が地域就労支援センターにて地域の関係機関と連携しながら、あらゆる雇用・就労施策や福祉施策などを活用し、相談者一人ひとりに応じた就労支援を実施しました。

また、ひとり親家庭の親等に対しては、母子家庭等就業・自立支援センターが実施する就業のための講習会や法律相談など、相談内容に応じて適切に誘導するなど、連携を図りました。

■地域就労支援事業（政令市・中核市を含む）の状況

| | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|--------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| センター 利用件数 | 23,394 件 | 21,717 件 | 24,081 件 | 22,595 件 | 21,427 件 |
| 新規 | 4,042 件 | 4,061 件 | 4,468 件 | 3,755 件 | 3,324 件 |
| 再来 | 17,166 件 | 16,052 件 | 17,742 件 | 17,026 件 | 16,567 件 |
| その他利用 | 2,186 件 | 1,604 件 | 1,871 件 | 1,814 件 | 1,536 件 |
| 就職者数 | 1,677 件 | 1,627 件 | 1,287 件 | 1,253 件 | 1,207 件 |

※センター利用件数・就職者数は、ひとり親家庭等、若年者、中高年齢者、障がい者等を含む。

【参考】地域就労支援事業の実績（ひとり親家庭の親等の相談）（政令市・中核市を除く）

| | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|--------|-------------|-------------|-------------|---------|---------|
| 実施市町村数 | (※1) 36 市町村 | (※2) 35 市町村 | (※3) 34 市町村 | 34 市町村 | 34 市町村 |
| 相談者数 | 123 人 | 173 人 | 185 人 | 157 人 | 143 人 |
| 就職者数 | 19 人 | 40 人 | 31 人 | 27 人 | 24 人 |

(※1)八尾市が中核市に移行

(※2)寝屋川市が中核市に移行

(※3)吹田市が中核市に移行

④ 母子・父子自立支援員による就業相談

母子・父子自立支援員がひとり親家庭及び寡婦の生活安定、自立のためのさまざまな相談に応じました。（大阪府は福祉事務所未設置の町村を所管）

■ 母子・父子自立支援員による相談（政令市・中核市を除く）の状況

| | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|------------------|----------|---------|----------|---------|---------|
| 相談件数 (うち主な内容) | 10,485 件 | 9,985 件 | 10,355 件 | 9,577 件 | 9,735 件 |
| 就労 | 3,136 件 | 2,803 件 | 2,948 件 | 3,067 件 | 3,239 件 |
| 住宅 | 21 件 | 59 件 | 57 件 | 54 件 | 69 件 |
| 養育費 | 60 件 | 52 件 | 80 件 | 105 件 | 120 件 |
| 母子父子寡婦 福祉資金貸付 | 2,288 件 | 1,847 件 | 1,187 件 | 948 件 | 1,173 件 |
| 母子父子寡婦 福祉資金償還 | 59 件 | 129 件 | 18 件 | 20 件 | 14 件 |
| 児童扶養手当 | 1,734 件 | 1,740 件 | 1,171 件 | 1,687 件 | 1,770 件 |
| 離婚後相談(内数) | 8,734 件 | 8,318 件 | 8,729 件 | 8,014 件 | 8,141 件 |
| 府実施分(内数) | 375 件 | 319 件 | 236 件 | 352 件 | 368 件 |

(※)八尾市が平成 30 年度、寝屋川市が令和元年度、吹田市が令和 2 年度に中核市へ移行

⑤ OSAKAしごとフィールドによる就業支援

就職困難者や地域就労支援事業から紹介のあった方などを対象に、「OSAKAしごとフィールド」において、キャリアカウンセリングや各種セミナー等を実施したほか、一体的運営を行う「大阪東ハローワークコーナー」を活用することで、求人の検索や応募まで、ワンストップの就職支援を行いました。

子育て・しごと応援ルーム「ふぁみタス」では、子育て中の方を対象に、キャリアカウンセリングの実施に加え、保育所探しのアドバイスも行いました。

【参考】OSAKAしごとフィールドにおける就職支援の実績（ひとり親家庭の親等）
（政令市・中核市を除く）

| | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|------|----------|-------|---------|---------|---------|
| 登録者数 | 8 人 | 14 人 | 59 人 | 16 人 | 10 人 |
| 就職者数 | 13 人 | 6 人 | 12 人 | 18 人 | 11 人 |

⑥ 公共職業安定機関等と連携した求人情報の提供

厚生労働大臣の許可を得て職業紹介事業を行う、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ハローワークや大阪マザーズハローワーク、堺マザーズハローワーク、ハローワーク内マザーズコーナー、福祉人材センターと連携しつつ、積極的な求人情報の提供等を行いました。

⑦ 公共職業安定所(ハローワーク)における職業紹介

ひとり親家庭の親等就職が特に困難な者の雇用機会の拡大を図るため、これらの者をハローワーク等からの紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、国（大阪労働局）が特定求職者雇用開発助成金を支給しています。

また、ひとり親家庭の親等がその家庭環境、適性・能力にふさわしい職業に就くことができるよう、ハローワーク等の紹介により、ひとり親家庭の親等を常用雇用への移行を前提として一定期間、試行的に雇い入れた事業主に対し、トライアル雇用助成金を支給しています。

■大阪府内（大阪労働局管内）における国事業の状況

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------------------|-----------------------|-----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| ハローワークの就職件数 (内パート) | 4,557件 (2,189件) | 3,652件 (1,755件) | 2,743件 (1,422件) | 2,654件 (1,459件) | 2,566件 (1,349件) |
| 特定求職者雇用開発助成金 | 1,436件 (384,140千円) | 1,330件 (357,625千円) | 940件 (258,558千円) | 893件 (241,697千円) | 868件 (233,058千円) |
| トライアル雇用 | 2名 | 10名 | 6名 | 3名 | 4名 |

【職業訓練等の実施・促進】

① 公共職業訓練の実施

目標・実施計画等

- ひとり親家庭の親等に対する企業の求人ニーズを把握し、自立促進に対応した職業訓練を実施するとともに、訓練委託先の就職支援やハローワークとの連携を通じて就職率の向上に努めていきます。
- 特に訓練科目については、求人ニーズの状況やひとり親家庭の親等のニーズを的確に把握して、訓練修了後の就職につながることを期待できる科目の設定に努めます。

民間に委託して実施する職業訓練において、ひとり親家庭の父母を優先する託児サービス付訓練を実施し、就労につなげました。また、令和元年度から夕陽丘高等職業技術専門校において、ひとり親家庭の親を対象とした優先枠を設定することで入校を促し、就職困難な方に対する職業訓練を実施しています。

■ 離職者等再就職訓練事業（ひとり親家庭の父母を優先する託児付コースの実施状況） （平成28年度より）

（※27年度まで：母子家庭の母等の職業的自立促進事業（職業的自立促進（職業訓練））

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|---|--|---|--|---|
| 募集科目 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療・調剤事務-務科 ・パソコン事務+Web科 ・介護職員初任者養成研修科 ・総務・経理事務科 ・経理事務科 | <ul style="list-style-type: none"> ・医療・調剤事務科 ・パソコン事務+Web科 ・介護職員初任者養成研修科 ・総務・経理事務科 ・経理事務科 ・PHPプログラマー養成科 | <ul style="list-style-type: none"> ・Webデザイナー科 ・PHPプログラマー科 ・医療・調剤事務科 ・パソコン事務+Web科 ・介護職員初任者養成研修科 外13科目 | <ul style="list-style-type: none"> ・Webデザイン+開発基礎科 ・医師事務作業補助者（ドクターズ医療クラーク）養成科 ・財務管理事務科 ・介護職員初任者養成研修科 など | <ul style="list-style-type: none"> ・Webデザイン+開発基礎科 ・Javaプログラマー養成科 ・オフィスソフト+Web科 ・介護職員初任者養成研修科 ・介護福祉士実務者研修科 など |
| 定員 | 95人 | 105人 | 295人 | 295人 | 423人 |
| 受講者数 | 57人 | 90人 | 146人 | 110人 | 159人 |
| 修了者数 | 46人 | 51人 | 128人 | 90人 | 129人 |
| 就職者数 | 40人 | 45人 | 102人 | 92人 | 108人 |
| 就職率 | 76.9% | 89.8% | 81.3% | 92.0% | 76.6% |

※就職者数には就職中退者数を含む。

※令和2年度から、知識等習得コースの全てに「ひとり親家庭の父母優先枠」を設定しています。

■就職困難者への職業訓練

(夕陽丘高等職業技術専門学校－ひとり親家庭の親対象の優先枠の状況)

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|------------|-------|-------|------------|
| 募集科目 | 建築内装 CAD 科 | | | 建築内装 CAD 科 |
| 定員 | 10人 | 10人 | 10人 | 10人 |
| 応募者数 | 7人 | 7人 | 5人 | 8人 |
| 入校者数 | 6人 | 4人 | 4人 | 4人 |

※ひとり親家庭の親の方及び、高年齢（55歳以上）の方の優先枠

② 就業支援講習会の実施

目標・実施計画等

- 社会情勢の変化なども踏まえ、ひとり親家庭の親等の円滑な就業準備や転職を支援する就業支援講習会の実施に努めます。（各年度：受講者の就業率 9割以上）

ひとり親家庭の親等に対して、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための就業支援講習会を開催しました。

■母子家庭等就業・自立支援センター事業（就業支援講習会）の状況

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 定員 | 239人 | 154人 | 197人 | 216人 | 226人 |
| 受講者数 | 134人 | 109人 | 163人 | 193人 | 171人 |
| 簿記3級 | 11人 | 10人 | 19人 | 15人 | 19人 |
| 介護職員初任者 | 18人 | 16人 | 13人 | 20人 | 19人 |
| 介護職員実務者 | 15人 | 15人 | 24人 | 24人 | 24人 |
| 介護福祉士 | 11人 | 14人 | 18人 | 22人 | 16人 |
| パソコン | 30人 | 25人 | 32人 | 54人 | 46人 |
| 看護師 | 22人 | 10人 | 19人 | 22人 | 15人 |
| 調剤事務 | — | — | — | — | — |
| 医師事務 | 12人 | 8人 | 19人 | 16人 | 12人 |
| 登録販売者 | 15人 | 11人 | 19人 | 20人 | 20人 |
| 就業者数 | 112人 | 102人 | 155人 | 176人 | 148人 |
| 就業率 | 83.6% | 93.6% | 95.1% | 91.9% | 86.5% |

③ 母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業等の実施

目標・実施計画等

- ひとり親家庭の親が、より収入が高く安定した雇用につながるよう、母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業において就業に有利な資格の取得支援を充実します。
- ひとり親家庭の親の学び直しを支援し、より良い条件での就業につなげるため、一般市（福祉事務所を有する市町）における高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施を働きかけます。

（親の学び直しの事業実施 令和元年度：15市→ 令和6年度：26市町）

雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していないひとり親家庭の親等が教育訓練を修了した場合、経費の一部を給付金として支給し、能力開発の取組みを支援しました。また、ひとり親家庭の親等が資格取得のため養成機関で修業する場合、その期間中について高等職業訓練促進給付金を支給することにより、生活の負担軽減を図り、資格取得を容易にするよう努めました。

■大阪府（政令市・中核市を除く）における自立支援教育訓練給付金事業の状況

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-------|-------|
| 給付件数 | 136件 | 76件 | 71件 | 64件 | 62件 |
| 大阪府分 | 3件 | 3件 | 1件 | 0件 | 1件 |
| 市・町分 | 133件 | 73件 | 70件 | 64件 | 61件 |
| | (※ ¹)27市町 | (※ ²)26市町 | (※ ³)25市町 | 25市町 | 25市町 |

(※¹)八尾市が中核市に移行 (※²)寝屋川市が中核市に移行 (※³)吹田市が中核市に移行

■大阪府（政令市・中核市を除く）における高等職業訓練促進給付金事業の状況

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-------|-------|
| 給付件数 | 312件 | 232件 | 219件 | 263件 | 264件 |
| 大阪府分 | 19件 | 15件 | 15件 | 21件 | 20件 |
| 市・町分 | 261件 | 217件 | 204件 | 242件 | 244件 |
| | (※ ¹)27市町 | (※ ²)26市町 | (※ ³)25市町 | 25市町 | 25市町 |

(※¹)八尾市が中核市に移行 (※²)寝屋川市が中核市に移行 (※³)吹田市が中核市に移行

④ 技能習得期間中の生活資金貸付の実施

目標・実施計画等

- 母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業など他制度との連携も図りつつ、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の周知及び適正な貸付業務を行います。

ひとり親家庭の親等が就労するのに必要な技能知識の習得期間中に、その生活の安定のため、生活資金の貸付けを行っている。

■大阪府（政令市・中核市を除く）における母子・父子・寡婦福祉資金貸付(新規分)の状況 【千円】

| | 平成 30 年度 | | 令和元年度 | | 令和 2 年度 | | 令和 3 年度 | | 令和 4 年度 | |
|------|----------|-----|-------|-------|---------|-------|---------|----|---------|-------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 生活資金 | 1 | 354 | 2 | 1,005 | 2 | 1,234 | 0 | 0 | 2 | 1,252 |

⑤ 職業能力形成プログラム(ジョブ・カード制度)の推進

ひとり親家庭の親等で職業能力形成機会に恵まれない方の安定雇用への移行を促進するため、ジョブ・カードを活用したキャリア形成支援を行い、必要な方には座学と企業における実習を組み合わせた実践的な職業訓練の受講を推進しました。

【就業機会創出のための支援】

① 民間事業主に対するひとり親家庭の親の雇用の働きかけ

重点施策

目標・実施計画等

- さまざまな機会、媒体を活用してひとり親家庭の親の雇用に関する事業主等への協力の要請を行い、企業開拓を推進します。

また、一般市において、特別措置法に定める国に準じた取り組みの実施を働きかけます。

(以下、就業機会創出のための支援①から④のいずれかの取り組みの実施

令和元年度：14市→ 令和6年度：26市町)

非正規雇用労働者については、正規雇用労働者と比べ、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発の機会が少ないといった課題があります。そのような状況において、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の推進等に取り組むため、平成25年度にキャリアアップ助成金を創設し、その後雇用情勢を鑑み、現在まで制度の拡充等制度改変を行ってきたものです。その取り組みの中で、創設当初より国のひとり親家庭の親等の就業促進に関する動向を踏まえ、正社員化コース(旧多様な正社員コースを含む)において、ひとり親家庭の親等に対し取り組みを行った事業主への支給額の加算を行っているところです。

国のひとり親家庭の親等の就業促進に関する動向を踏まえ、大阪府母子家庭等就業・自立支援センター事業等の取り組みを通じて、事業主に対し、働きかけを行いました。

■大阪府(大阪労働局管内)におけるキャリアアップ助成金正社員化コース、

ひとり親家庭の親等に対する取組事業主へ支給額加算件数

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 加算件数 | 268件 | 255件 | 249件 | 183件 | 201件 |

※キャリアアップ助成金は、「均衡待遇・正社員化推進奨励金事業」の後継となる事業

② ひとり親家庭の親の雇用に配慮した官公需発注の推進

重点施策

目標・実施計画等

- ひとり親家庭の親をはじめとする就職困難者の雇用促進に努めます。

「行政の福祉化推進プロジェクト」を受けて具体化した総合評価入札制度や指定管理者制度を実施し、ひとり親家庭の親の常用雇用の促進に努めました。

■総合評価入札制度の状況

庁舎の清掃業務の入札にあたり、「行政の福祉化」の観点から、母子家庭の母を常用雇用した場合に加点することとしています。

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----|------------------------------|------------------------------|-------------------------------|---|------------------------------|
| 箇所数 | 3箇所 | 3箇所 | 0箇所 | 15箇所 | 3箇所 |
| 施設名 | 北河内府民センター、南河内府民センター、泉南府民センター | 三島府民センター、泉北府民センター、光明池運転免許試験場 | ※新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度に延期。 | 本庁舎（咲洲庁舎等を含む）、大阪府警本部本庁舎、門真運転免許試験場、大阪産業技術研究所 和泉センター、大阪急性期・総合医療センター、大阪はびきの医療センター、大阪精神医療センター、大阪国際がんセンター、大阪母子医療センター、大阪府立大学中百舌鳥キャンパス、大阪府立大学羽曳野キャンパス、中河内府民センタービル、南河内府民センタービル、泉南府民センタービル、北河内府民センタービル | 三島府民センター、泉北府民センター、光明池運転免許試験場 |

■指定管理者制度

審査基準に母子家庭の母を含めた就職困難者の雇用促進の視点を盛り込んでいます。

③ 母子・父子福祉団体等への業務発注の推進 重点施策

目標・実施計画等

- 母子・父子福祉団体等への物品や役務の調達など業務の発注を推進します。

母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法では、母子・父子福祉団体等からの物品や役務を調達するよう努めなければならないとされており、ひとり親家庭の親の就業の促進につながるよう、母子・父子福祉団体等に対し委託業務などを発注しました。

■大阪府（政令市・中核市を除く）における母子・父子福祉団体等からの調達実績

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------------|---------------------|---------------------|---------------------|-------|-------|
| 売店・自動販売機等の設置 | (※ ¹)8市 | (※ ²)6市 | (※ ³)4市 | 5市 | 5市 |
| ひとり親家庭支援事業の委託 | (※ ¹)4市 | (※ ²)4市 | (※ ³)3市 | 3市 | 3市 |

(※¹)八尾市が中核市に移行 (※²)寝屋川市が中核市に移行 (※³)吹田市が中核市に移行

④ 公務労働分野におけるひとり親家庭の親等の非常勤職員での雇用を通じた正規雇用へのステップアップ 重点施策

目標・実施計画等

- 大阪府の公務労働分野での非常勤職員の雇用を推進するとともに、雇用期間満了後の就労支援については、就業・自立支援センター事業において、きめ細かなフォローアップに努めます。

また、各市町村における非常勤職員の雇用を働きかけます。

母子家庭等就業・自立支援センターを通じて、府の非常勤職員等の就労斡旋を行い、ひとり親家庭の親の雇用を推進しました。

■府の非常勤職員へのひとり親家庭の親の雇用の状況

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 雇用人数 | 25名 | 20名 | 12名 | 10名 | 8名 |

⑤ ひとり親家庭の親の雇用を進める事業主への表彰制度の創設 重点施策

目標・実施計画等

- ひとり親家庭の親の雇用拡大につながるよう、特に優れた取組をする事業主を表彰します。

ひとり親家庭の親の雇用や子育てをしやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業（団体）を表彰する制度を新設し、表彰を実施しました。

■大阪府子育てハートフル企業顕彰制度の受賞企業数

| | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------|-------|-------|
| 表彰区分(1) | 1 | 1 |
| 表彰区分(2) | 1 | 0 |

⑥ ひとり親家庭の親の職場定着支援等の取組を推進 重点施策

目標・実施計画等

- ひとり親家庭の親の職場定着支援等の取組の一環として、ひとり親家庭の親の職場環境整備等支援組織を認定します。

府立母子・父子福祉センターの指定管理者である社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会が、母子家庭等就業・自立センター事業として、ひとり親家庭の親の事情等に配慮した働きやすい職場環境の整備等に資するため、事業主と、その雇用されるひとり親家庭の親との間において支援を行いました。

⑦ ひとり親家庭の親等が共同で事業を開始する際の支援

目標・実施計画等

- 事業を開始する際の支援として、創業に関する相談等に応じます。

府内各商工会、商工会議所では、創業に関する相談にも応じています。

⑧ 特定求職者雇用開発助成金の活用

（P8「大阪府内（大阪労働局管内）における国事業の状況」参照）

⑨ 試用雇用（トライアル雇用）を通じた早期就職、常用雇用への移行の促進

（P8「大阪府内（大阪労働局管内）における国事業の状況」参照）

⑩ 助成金を活用した正規雇用への転換等の促進

（P13「大阪府（大阪労働局管内）におけるキャリアアップ助成金正社員化コース、ひとり親家庭の親等に対する取組事業主へ支給額加算件数」参照）

2. 子育てをはじめとした生活面への支援

① 保育所等優先入所の推進

目標・実施計画等

- 国通知に基づき、ひとり親家庭の児童が保育所等に優先的に入所できるよう市町村に働きかけていきます。

母子父子寡婦福祉法において、ひとり親家庭の保育所等の入所選考の際における特別の配慮義務を規定しており、また、厚生労働省通知「保育所の入所等におけるひとり親家庭の取扱いについて」により、ひとり親家庭を保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱うよう特別の配慮が求められているところです。

これら法及び通知の主旨に基づき、ひとり親家庭の子育てを支援するため、ひとり親家庭の親が就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、保育所等優先入所の取り組みを市町村に働きかけています。

② 多様な保育、子育て支援サービスの提供

目標・実施計画等

- 多様化する保護者の就労形態に対応できるよう、保育所等における一時預かり、延長保育、休日保育、夜間保育、病児保育事業等の多様できめ細かな保育・子育て支援サービスの提供を推進します。

多様化する就労形態や家庭での養育が一時的に困難となる場合等に対応するため、延長保育・子育て短期支援、病児保育事業を子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画の中で位置づけて推進しています。

■延長保育事業・休日保育事業・夜間保育事業・子育て短期支援事業・病児保育事業の実施市町村数（政令市・中核市を除く）の状況

| | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | |
|-----------|---------|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|------|---|
| | 全市町村 | うち町村 | 全市町村 | うち町村 | 全市町村 | うち町村 | 全市町村 | うち町村 | 全市町村 | うち町村 | |
| 延長保育事業 | 36 | 10 | 35 | 10 | 34 | 10 | 33 | 9 | 33 | 9 | |
| 休日保育事業 | 13 | 2 | 12 | 2 | 11 | 2 | 10 | 1 | 11 | 2 | |
| 夜間保育事業 | 3 | 0 | 2 | 1 | 3 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | |
| 子育て短期支援事業 | ショートステイ | 34 | 9 | 34 | 9 | 33 | 9 | 33 | 9 | 33 | 9 |
| | トワイライト | 30 | 8 | 30 | 8 | 29 | 8 | 28 | 8 | 24 | 7 |
| 病児保育事業 | 31 | 6 | 31 | 7 | 30 | 7 | 30 | 7 | 30 | 7 | |

(※)八尾市が平成30年度、寝屋川市が令和元年度、吹田市が令和2年度に中核市へ移行

③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実

目標・実施計画等

- 国通知に基づき、ひとり親家庭の児童が放課後児童クラブを優先的に利用できるよう働きかけていくとともに、開設時間の延長や土曜日・学校の長期休暇中（夏季休暇等）の開設、障がい児の受け入れ、71人以上の大規模クラブの解消など、放課後児童クラブの充実を推進します。

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成を図っています。

■放課後児童健全育成事業の実施状況（政令都市・中核市を除く）

| | 平成30年度 | | 令和元年度 | | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | |
|-----------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | 全市町村 | うち町村 |
| 公立小学校数 | 395 | 28 | 369 | 26 | 331 | 26 | 331 | 26 | 330 | 26 |
| 放課後児童クラブ数 | 592 | 37 | 554 | 34 | 517 | 35 | 535 | 36 | 530 | 37 |
| クラブ在籍児童数 | 32,669 | 1,942 | 31,846 | 2,017 | 27,260 | 1,966 | 28,139 | 1,970 | 28,893 | 2,055 |

※各年度、5月1日現在 ※令和2年度は7月1日現在

④ ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施やファミリー・サポート・センター事業の活用

目標・実施計画等

- 日常生活支援事業を担う家庭生活支援員の確保に努めるとともに、ひとり親家庭等の自立や生活の安定に向けた制度利用の促進に努めます。
- 家庭生活支援員として、ひとり親家庭等を積極的に活用します。
- ひとり親家庭に対し、ファミリー・サポート・センター事業の活用を推進します。

ひとり親家庭等が修学や疾病等により、一時的に家事、育児などの日常生活に支障が生じた場合等に、家庭生活支援員を居宅等に派遣するなどにより、家事、介護、保育サービス等を行いました。

■ひとり親家庭等日常生活支援事業の状況

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|--|---|---|------------------------------------|--|
| 派遣延べ回数 | 58回 | 50回 | 45回 | 63回 | 83回 |
| 大阪府分 | 36回 | 27回 | 10回 | 18回 | 15回 |
| 市・町分 | 22回 | 23回 | 35回 | 45回 | 68回 |
| 派遣時間数 | 269.5時間 | 290.5時間 | 263時間 | 423時間 | 472.75時間 |
| 大阪府分 | 183時間 | 246時間 | 63時間 | 119時間 | 75時間 |
| 市・町分 | 86.5時間 | 44.5時間 | 200時間 | 304時間 | 397.75時間 |
| 実施市町 | (※1)6市町 貝塚市、 河内長野市、 摂津市、 藤井寺市、 四條畷市、 島本町 | (※2)5市町 貝塚市、 河内長野市、 摂津市、 四條畷市、 島本町 | (※3)5市町 貝塚市、 河内長野市、 摂津市、 四條畷市、 島本町 | 4市 貝塚市、 摂津市、 四條畷市、 島本町 | 5市 貝塚市、 河内長野市、 摂津市、 四條畷市、 島本町 |

(※1)八尾市が中核市に移行 (※2)寝屋川市が中核市に移行 (※3)吹田市が中核市に移行

⑤ 生活支援講習会等事業の実施

目標・実施計画等

- 生活支援に関する講習会を実施し、家庭での育児、児童のしつけなど子どもの世話や家事など、ひとり親家庭が生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るように努めます。

ひとり親家庭等は、就労や家事等日々の生活に追われ、児童のしつけ・育児又は児童の健康管理等に十分に行き届かない面があることから、各種生活支援講習会を開催するとともに、個々のひとり親家庭等の相談に応じました。

■大阪府（政令市・中核市を除く）における生活支援講習会等事業の状況

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------------|---------|-------|-------|-------|-------|
| 受講者数 | 1,095人 | 330人 | 95人 | 198人 | 308人 |
| 食育に関する講習会 | 26人 | 30人 | — | — | 60人 |
| 健康に関する講習会 | ※1,069人 | ※300人 | — | — | — |
| 家計管理に関する講習会 | — | — | 54人 | 126人 | 13人 |
| 子育てに関する講習会 | — | — | 41人 | 72人 | 235人 |

※他事業との併催

⑥ 母子生活支援施設を活用した生活支援、自立支援

目標・実施計画等

- 母と子どもが母子生活支援施設を利用することによって、子育てや生活の自立が図れるよう、引き続き支援を行います。

18歳未満の子どもを養育している母子家庭またはさまざまな事情のため母子家庭に準じる家庭の母と子どもに対し、母子生活支援施設において、心身と生活を安定させるための相談・援助を継続し、自立を支援しました。

■母子生活支援施設を活用した生活支援、自立支援の状況

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 府所管施設数 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 | 1箇所 |
| 定員数 | 27世帯 | 27世帯 | 27世帯 | 27世帯 | 27世帯 |
| 入所数 | 16世帯 | 15世帯 | 14世帯 | 18世帯 | 14世帯 |

※各年度、4月1日現在

上記のほか、政令市所管施設5箇所（大阪市4、堺市1）及び中核市所管施設1箇所（八尾市）設置

⑦ 公営住宅における優先入居の推進等

目標・実施計画等

- 真に住宅に困窮する府民の居住の安定の確保を図るため、府営住宅の入居者募集においては、ひとり親世帯や高齢者、障がい者等を対象とした福祉世帯向け募集枠による優先入居を引き続き実施します。
- ひとり親家庭などの住宅困窮者等が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、市町村や宅地建物取引業者等と連携し、入居を拒まない民間賃貸住宅等の登録、ホームページ等を通じて情報提供を行う、大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度を推進します。

府営住宅（豊能町、能勢町、河南町、太子町、千早赤阪村を除く府内38市町に所在）において、募集戸数の概ね6割をひとり親世帯や高齢者、障がい者等を対象とした福祉世帯向け募集を実施しています。

※平成29年10月より運用を開始した「セーフティネット住宅登録制度」による登録住宅を含む、ひとり親家庭などの住宅困窮者等の入居を拒まない民間賃貸住宅の情報発信をはじめとした取組を実施しています。

■府営住宅におけるひとり親世帯の入居状況

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 入居ひとり親世帯数 | 8,853世帯 | 8,331世帯 | 8,007世帯 | 7,694世帯 | 7,302世帯 |
| 全世帯数に占める ひとり親世帯の割合 | 8.8% | 8.5% | 8.4% | 8.2% | 8.0% |

※各年度、3月末現在。

■府営住宅における福祉世帯向け募集状況等

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------------------|-----------------|----------------|----------------|-----------------|----------------|
| 福祉世帯向け募集 戸数・応募倍率 | 2,027戸 10.0倍 | 2,258戸 9.9倍 | 2,274戸 9.4倍 | 2,019戸 10.3倍 | 2,289戸 8.1倍 |
| 一般世帯向け募集 戸数・応募倍率 | 1,335戸 8.7倍 | 1,496戸 7.8倍 | 1,508戸 6.7倍 | 1,393戸 6.8倍 | 1,463戸 5.3倍 |

※各年度、3月末現在。

※大阪市内に所在する府営住宅は、建替事業中の1団地と借上げにより供給している1団地を除き、全て大阪市へ移管し、大阪市営住宅となりました。

※大東市、門真市、池田市に所在する府営住宅は、一部の住宅を各市に移管し、市営住宅となりました。今後、残りの府営住宅についても、順次、移管する予定ですが、それまでの間、引き続き府営住宅として募集を行います。

市町との連携のもと、府営住宅の建替事業等により創出する活用地に、保育所、子育て支援施設等を導入するなど、地域のニーズにあった最適な利用を推進するとともに、子育て支援や生活支援サービスの提供等を行う団体に、府営住宅の空室を提供し、小規模保育や一時預かり等としての活用を進めています。

また、民間賃貸住宅への居住の安定を図るため、家主や宅地建物取引業者に対して、入居制約の解消に向けた啓発事業等を実施しています。

子育て世帯等が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、市町村や宅地建物取引業者等と連携し、入居を拒まない民間賃貸住宅（あんぜん・あんしん賃貸住宅）等の登録、ホームページ等を通じた情報提供を実施しています。

■府営住宅における社会福祉施設等の併設状況（令和4年度）

| 事業手法 | 施設種別 | 団地数 |
|--------------------------|---------------|------------|
| 建替事業等に伴う活用地等の売却 | 保育所（※） | 1団地 |
| | 高齢者福祉施設 | 1団地 |
| 行政財産使用許可（住戸） | 小規模保育所、一時預かり等 | 11団地（12か所） |
| 建替事業等に伴う活用地等の事業用定期借地（土地） | 保育所（※） | 1団地 |
| 合 計 | | 14団地 |

※認定こども園を含む

■宅地建物取引業者への研修の実施状況（民間賃貸住宅への入居制約の解消に向けた啓発事業等）【上段は実施回数、下段は参加者数】

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------------------------|---------------|----------------|-------------------|---------------------------|-------------------|
| 新規免許業者研修会・営業保証金供託業者研修会 | 2回 311名 | 2回 265名 | 1回 101名 | — | 2回 159名 |
| 宅地建物取引業人権推進員養成講座* | 6回 265名 | 6回 236名 | 5回 68名 | 3回 88名 | 6回 126名 |
| ブロック別人権研修会（業界団体独自研修会） | 24回 9,182名 | 25回 10,181名 | 通年(※1) 13,197名 | 10-12月 (※2) 12,181名 | 通年(※1) 12,410名 |

※1：令和2年度及び令和4年度はWeb研修を含む。

※2：令和3年度はWeb研修のみ。

■大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度

（平成29年10月より、あんぜん・あんしん賃貸住宅は住宅セーフティネット法に基づく登録に移行）

子育て世帯等が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、市町村や宅地建物取引業者等と連携し、入居を拒まない民間賃貸であるあんぜん・あんしん賃貸住宅等の登録、ホームページ等を通じた情報提供等を実施しました。また、子育て世帯等の住宅困窮者等が身近な市区町村で住まいに関する相談ができるよう、市区町村単位での居住支援協議会の設立を促進しています。

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------------------|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------|
| 協力店登録件数 | 609件 | 636件 | 672件 | 686件 | 707件 |
| あんぜん・あんしん賃貸住宅等の登録戸数 | 8,231戸 (5,399戸) | 8,231戸 (11,802戸) | 8,231戸 (35,428戸) | 8,231戸 (36,340戸) | 37,535戸 |

※各年度、3月末現在。法に基づく登録戸数

【地域の実情に応じた市町営住宅の優先入居】

市町が地域の実情に応じて、ひとり親世帯を対象とした市町営住宅（柏原市、大阪狭山市、阪南市、太子町、河南町、千早赤阪村を除く37市町に所在）への優先入居の仕組みを導入するよう、指導・助言を行います。

■市町営住宅（政令市除く35市町）へのひとり親世帯の入居状況

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 入居ひとり親世帯数 (全世帯数に占める割合) | 1,134世帯 (6.8%) | 1,104世帯 (6.2%) | 1,225世帯 (7.0%) | 1,168世帯 (6.8%) | 1,209世帯 (6.7%) |
| うち優先入居による 入居ひとり親世帯数 | 51世帯 (4.5%) | 40世帯 (3.6%) | 49世帯 (4.0%) | 45世帯 (3.9%) | 61世帯 (5.0%) |
| ひとり親世帯の優先 入居制度がある市町 | 23市町 | 24市町 | 24市町 | 24市町 | 24市町 |

※各年度、3月末現在。

⑧ 住居確保給付金（生活困窮者自立支援制度）による住居の確保等

離職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある方に対し、福祉事務所設置自治体において、住居確保給付金を支給することにより、安定した住居の確保と就労自立を図りました。

■大阪府（政令市・中核市を含む）における住居確保給付金（生活困窮者自立支援制度）の支給状況

| | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|--------|-----------|-----------|--------------|--------------|------------|
| 支給決定件数 | 231 件 | 219 件 | 12,896 件 | 6,274 件 | 2,731 件 |
| 支給額 | 30,032 千円 | 28,158 千円 | 2,737,114 千円 | 1,676,078 千円 | 703,896 千円 |
| 常用就職者数 | 120 人 | 142 人 | 1,588 人 | 957 人 | 737 人 |

※福祉事務所設置自治体が事業実施

⑨ 子どもの学習支援等の推進

目標・実施計画等

- 子どもの健やかな育成環境や学習機会の確保を図るため、居場所づくりを含めた学習支援等を推進します。

福祉事務所設置自治体に対し、生活困窮者自立支援制度市町村連絡会議や全市町村訪問等を通じて、学習支援事業等を実施している自治体の先進事例の紹介等を行い、子どもの学習・生活支援事業（生活困窮者自立支援制度）の取組み促進・広域支援を行いました。

■大阪府（政令・中核市を含む）における子どもの学習・生活支援事業（生活困窮者自立支援制度）の実施状況

| | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|---------|----------|-------|---------|---------|---------|
| 事業実施自治体 | 29 | 29 | 29 | 28 | 28 |

※福祉事務所設置自治体が事業実施

■大阪府（政令・中核市を除く）におけるひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業（母子家庭等対策総合支援事業）の実施状況

| | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|---------|----------|-------|---------|---------|---------|
| 事業実施自治体 | 4 | 4 | 6 | 5 | 5 |

※福祉事務所設置自治体が事業実施

※H27年度までは、学習支援ボランティア事業として実施。

※八尾市が平成 30 年度、寝屋川市が令和元年度、吹田市が令和 2 年度に中核市へ移行

⑩ 子ども輝く未来基金を活用したひとり親家庭への支援 **重点施策**

目標・実施計画等

- 子ども輝く未来基金を活用し、ひとり親家庭の子どもの体験活動や生活支援などを実施します。

児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の小学6年生を対象に、自転車や電子辞書等の物品を支給しました。

■子どもの生活支援に関する事業（自転車・電子辞書等の支給）の実施状況

※令和元年度及び令和2年度については、自転車購入補助事業を実施

| | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 支給件数 | 277件 | 338件 | 987件 | 994件 |

3. 面会交流の促進・養育費確保への支援

① 面会交流に向けた支援 **重点施策**

目標・実施計画等

- 子どもの利益を最優先とする面会交流の実施促進に向けた取組を推進します。
（令和元年度調査による「現在、面会交流を行っている」母子世帯 30.9%、父子世帯 46.4%の向上を図る）

面会交流のスムーズな実施につながるよう、適切な助言や情報提供等の支援を行う相談体制の整備を進めています。

■大阪府母子家庭等就業・自立支援センター事業における面会交流に係る相談状況

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 相談件数 | 15件 | 6件 | 10件 | 69件 | 43件 |

② 養育費確保に向けた取組の推進 **重点施策**

目標・実施計画等

- ひとり親家庭等の生活の安定と子どもの健やかな成長のため、養育費の支払いが当たり前の社会となるよう機運を醸成するとともに、養育費確保に向けた取組を推進します。
（令和元年度調査による「養育費の取り決めをしている」母子世帯 48.6%、「受け取っている及び時々受け取っている」母子世帯 21.8%の向上を図る）

44

当事者に対する養育費の取り決めを促すとともに、養育費の履行確保等支援事業（郡部(8町1村)の児童扶養手当受給者（同様の所得水津を含む）を対象とした、公正証書等作成費用及び養育費保証契約における保証料の支援）を開始しました。

■大阪府養育費の履行確保等支援事業の実施状況

| | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|-------|-------|
| 支給件数 | 0件 | 1件 |

③ 養育費相談支援センター事業等との連携

目標・実施計画等

- 国の養育費相談支援センター等との連携や情報提供体制を充実するなど、母子・父子自立支援員等相談担当者の知識・技能の向上を図り、養育費の受給率向上に努めます。

ひとり親家庭の親等の生活の安定と児童の福祉を増進するため、国の養育費相談支援センターや市町村等と連携を図りつつ、養育費の取り決めなどに関する専門知識を有する相談員等による相談体制の整備を行い、養育費の受給率の向上等を図るため、母子家庭等就業・自立支援センター事業において、養育費相談を実施しました。

■大阪府母子家庭等就業・自立支援センター事業における養育費相談の状況【再掲】

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 相談件数 | 70件 | 51件 | 83件 | 46件 | 44件 |

④ 法律等相談事業の実施

ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉を増進するため、養育費の取り決めなど生活に密着したさまざまな法律、経済的問題等について、弁護士による相談事業を実施しました。

■大阪府母子家庭等就業・自立支援センター事業（法律相談事業）の状況

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 相談件数 | 61件 | 47件 | 60件 | 54件 | 70件 |
| 相続問題 | 1件 | 3件 | 6件 | 3件 | 3件 |
| 土地問題 | 0件 | 0件 | 2件 | 0件 | 0件 |
| 地代家賃 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| 事故の補償 | 2件 | 0件 | 0件 | 0件 | 1件 |
| 子どもに関する問題 | 3件 | 0件 | 2件 | 5件 | 0件 |
| 離婚前後の問題 | 42件 | 36件 | 39件 | 38件 | 62件 |
| (うち養育費等) | (14件) | (14件) | (10件) | (15件) | (11件) |
| 未婚(認知等) | 0件 | 1件 | 0件 | 1件 | 0件 |
| 労働問題 | 2件 | 0件 | 1件 | 0件 | 1件 |
| 賃借問題 | 1件 | 2件 | 0件 | 0件 | 0件 |
| その他 | 10件 | 5件 | 10件 | 7件 | 3件 |

※弁護士による法律相談は月1～2回程度実施

⑤ 母子・父子自立支援員等による相談機能の強化

市町村や子ども家庭センターで母子・父子自立支援員が実施する相談において、離婚に際して養育費の確保を行うための手続きや先進事例等を踏まえた研修等により相談機能を強化しました。

(P3「母子家庭等就業・自立支援センター事業(相談関係職員(母子・父子自立支援員)研修支援事業)の状況」参照)

⑥ 市町村や専門機関との連携

婚姻関係の維持又は解消、婚姻解消後の子の監護に関する紛争について、民間型調停を行う公益社団法人家庭問題情報センターと連携し、養育費等に関する支援を行いました。

4. 経済的支援

① 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の円滑な貸付事業の実施

目標・実施計画等

- 一般市(福祉事務所を有する市町)との連携により、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の周知及び円滑な貸付業務に努めます。
- 母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業や奨学金事業など他制度との連携を図りつつ、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の円滑な貸付業務に努めます。

ひとり親家庭の親や寡婦の生活の安定と自立を図るため、母子・父子・寡婦福祉資金として、ひとり親家庭の親や寡婦の就労・自立に向けた資金や生活に関する資金、子の修学等のための資金など、資金用途に応じて12種類の資金の相談・貸付けを行いました。

■ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付けの状況（貸付支払ベース・継続貸付を含む） 【千円】

| | 平成 30 年度 | | 令和元年度 | | 令和 2 年度 | | 令和 3 年度 | | 令和 4 年度 | |
|--------|----------|---------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 事業開始資金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 事業継続資金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 技能習得資金 | 18 | 10,972 | 14 | 8,066 | 14 | 8,643 | 10 | 6,752 | 5 | 5,782 |
| 就職支度資金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 修学資金 | 537 | 401,184 | 474 | 364,426 | 352 | 210,128 | 275 | 171,790 | 239 | 140,276 |
| 修業資金 | 3 | 1,105 | 3 | 1,354 | 4 | 1,700 | 0 | 0 | 1 | 624 |
| 就学支度資金 | 71 | 18,283 | 65 | 17,688 | 39 | 9,495 | 25 | 8,904 | 20 | 5,883 |
| 生活資金 | 3 | 1,162 | 3 | 1,123 | 2 | 1,234 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 医療介護資金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 115 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 住宅資金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 転宅資金 | 1 | 256 | 0 | 0 | 1 | 102 | 0 | 0 | 1 | 260 |
| 結婚資金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 633 | 432,962 | 559 | 392,657 | 413 | 231,417 | 310 | 187,446 | 266 | 152,825 |

※各資金のデータは四捨五入。

② 児童扶養手当の給付業務の実施等

目標・実施計画等

- ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図ることを目的とした児童扶養手当の支給を行います。

父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、父又は母と生計を同じくしていない 18 歳到達後最初の年度末までの児童（児童に政令で定める程度の障がいがある場合は、20 歳未満の児童）を監護しているひとり親家庭の親等に支給されます。

■児童扶養手当（政令市・中核市を含む）の支給状況

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 受給者数 | 80,201人 | 76,719人 | 74,720人 | 72,909人 | 69,653人 |
| 全部停止者数 | 10,300人 | 9,883人 | 10,677人 | 10,475人 | 11,135人 |
| 給付額(千円) | 42,065,928 | 51,846,185 | 40,296,582 | 39,051,598 | 37,324,834 |

※各年度、3月末現在。

※全部停止者とは、受給者又は扶養義務者等の前年所得が所得制限限度額を超えたことにより児童扶養手当の支給が全額停止になった者をいう。なお、表中、全部停止者数は受給者数の外数。

※令和元年度の給付額の増加は、支払時期の変更に伴い、令和元年度のみ12か月分ではなく15か月分の給付となったため。

③ ひとり親家庭医療費助成等の実施

目標・実施計画等

- ひとり親家庭や乳幼児に係る医療費の自己負担相当額の一部を助成することにより、経済的負担の軽減と健康の保持増進を図ります。

ひとり親家庭の親等並びに子にかかる医療費の一部を助成しました。また、乳幼児に係る医療費の一部を助成しました。

■ひとり親家庭医療、乳幼児医療費助成の状況

| | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|----------|-------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ひとり親家庭医療 | 対象者数 | 184,063人 | 178,401人 | 173,834人 | 169,981人 | 164,790人 |
| | 事業費総額 (医療費補助金) | 5,831百万円 | 5,897百万円 | 5,408百万円 | 5,673百万円 | 5,654百万円 |
| 乳幼児医療 | 対象者数 | 202,883人 | 191,272人 | 180,610人 | 174,137人 | 168,733人 |
| | 事業費総額 (医療費補助金) | 5,531百万円 | 5,375百万円 | 3,835百万円 | 4,712百万円 | 4,630百万円 |

※各年度事業費は、医療費補助基本額。

④ 各種減免・奨学金制度の実施等による就学支援

目標・実施計画等

- 就学支援の一環として、各種減免・奨学金制度の周知及び適正な助成・貸与・減免に努めるとともに、就学支援に関する相談等に応じます。

ひとり親家庭の親等の制度利用にあたっては、母子・父子自立支援員等により、就学支援の一環として、日本学生支援機構奨学金・就学支援金制度・大阪府私立高等学校授業料支援補助金・母子・父子・寡婦福祉資金などの各種減免・奨学金制度の周知及び適正な助成・貸与等に努めるとともに、就学支援に関する相談に応じました。

5. 相談機能の充実

① 母子・父子自立支援員等による相談事業の実施

目標・実施計画等

- 母子・父子自立支援員による相談支援をはじめ、プライバシーの保護に配慮しつつ、地域における支援の担い手となる関係者との連携を図り、問題解決に必要なかつ適切な支援や情報提供など、きめ細かな相談対応を行います。
(令和元年度調査による「支援員に相談された方」母子世帯 0.5%、父子世帯 0.7%の向上を図る)
- 就業や養育費の確保など、生活基盤の安定を図るための各種支援を行うため、職業紹介機関や法律相談機関等と一層密に連携していきます。
- 相談の最前線に立つ母子・父子自立支援員の生活支援や就業支援の相談等の強化を図るため、ニーズにマッチしたさまざまな事例やロールプレイ形式によるきめ細かな研修を実施するとともに、ブロック会議の場等を通じて必要な情報提供を行うなど、相談機能の充実強化を図ります。

母子・父子自立支援員が母子家庭の母等の生活安定、自立のためのさまざまな相談に応じました。また、大阪府母子・父子福祉センターでは、ひとり親家庭の親等を対象に、電話や面接による相談（ピアカウンセリング）を実施しました。

また、母子・父子自立支援員のスキルアップを図るため、研修会を通じて、市町等に配置されている自立支援員が相互に「顔の見える関係」づくりができるよう推進しました。

■母子・父子自立支援員等による相談（政令市・中核市を除く）の状況【一部再掲】

| | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|------------------|----------|---------|----------|---------|---------|
| 相談件数 | 10,485 件 | 9,985 件 | 10,355 件 | 9,577 件 | 9,735 件 |
| 大阪府分 | 433 件 | 413 件 | 277 件 | 397 件 | 399 件 |
| 市・町分 | 10,052 件 | 9,572 件 | 10,078 件 | 9,180 件 | 9,336 件 |
| うち主な内容 | | | | | |
| 就労 | 3,135 件 | 2,803 件 | 2,948 件 | 3,067 件 | 3,239 件 |
| 住宅 | 21 件 | 59 件 | 57 件 | 54 件 | 69 件 |
| 養育費 | 60 件 | 52 件 | 80 件 | 105 件 | 120 件 |
| 母子父子寡婦 福祉資金貸付 | 2,288 件 | 1,847 件 | 1,187 件 | 948 件 | 1,173 件 |
| 母子父子寡婦 福祉資金償還 | 59 件 | 129 件 | 18 件 | 20 件 | 14 件 |
| 児童扶養手当 | 1,734 件 | 1,740 件 | 1,171 件 | 1,687 件 | 1,770 件 |

(※)八尾市が平成 30 年度、寝屋川市が令和元年度、吹田市が令和 2 年度に中核市へ移行

② 府立母子・父子福祉センターにおける相談機能の充実 重点施策

目標・実施計画等

- ひとり親家庭の親や寡婦の生活の安定、向上のための相談支援を行い、府内の中核的な拠点施設としての役割を果たします。
(令和元年度調査による「相談先がない」母子世帯 7.73%、父子世帯 21.6%の低減を図る)

大阪府母子・父子福祉センターにおいて、ひとり親家庭の親等を対象に、電話や面接による相談（ピアカウンセリング）を実施しました。

■大阪府母子・父子福祉センターによる相談の状況

| | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|-----------|----------|---------|---------|---------|---------|
| 相談件数 | 1,587 件 | 1,584 件 | 1,563 件 | 2,979 件 | 2,807 件 |
| 生活全般 | 124 件 | 106 件 | 114 件 | 190 件 | 193 件 |
| 制度・施策 | 59 件 | 72 件 | 54 件 | 1,185 件 | 1,203 件 |
| 労働・就労 | 428 件 | 447 件 | 478 件 | 705 件 | 586 件 |
| 離婚前・後の法律 | 136 件 | 93 件 | 149 件 | 259 件 | 243 件 |
| 子どもの育成 | 42 件 | 37 件 | 32 件 | 54 件 | 110 件 |
| 就業支援講習会ほか | 798 件 | 829 件 | 746 件 | 586 件 | 472 件 |

③ 土日・夜間相談事業の実施

目標・実施計画等

- 仕事や子育てにより、平日や日中における相談が困難なことから、比較的時間に余裕のある夜間、休日に気軽に相談でき、適切なアドバイスを得ることのできる電話相談を実施し、必要な支援や情報提供に努めます。

ひとり親家庭等が抱える悩みや自立を支援するため、公的機関と連絡がとりにくい時間帯に相談に応じ、必要な助言・指導を行うとともに、各種の行政支援策等の情報提供等を実施しました。

《電話相談実施時間》年末年始（12/29～1/4）を除く

土、日、祝日 10:00～17:00

休日夜間 18:00～23:00

平日夜間 18:00～23:00

■ 土日・夜間電話相談の状況

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 相談件数 | 61件 | 82件 | 109件 | 118件 | 278件 |
| 相談者属性内訳 | | | | | |
| 母子家庭・寡婦 | 39件 | 45件 | 80件 | 65件 | 206件 |
| 父子家庭 | 2件 | 1件 | 1件 | 0件 | 1件 |
| その他 | 20件 | 36件 | 28件 | 53件 | 71件 |
| 相談時間帯内訳 | | | | | |
| 土、日、祝日 | 22件 | 18件 | 30件 | 36件 | 60件 |
| 休日夜間 | 8件 | 19件 | 24件 | 11件 | 60件 |
| 平日夜間 | 31件 | 45件 | 55件 | 71件 | 158件 |

④ 配偶者暴力相談支援センターによる相談事業の実施

目標・実施計画等

- 本相談事業の周知を図るとともに、被害者の人権の尊重や安全確保に十分に配慮しながら、必要な支援や情報提供に努めます。
(令和元年度調査による「ひとり親になった理由:暴力」母子世帯 11.9%、寡婦 10.1%の低減を図る)

女性相談センター、各子ども家庭センター及び各市配偶者暴力相談支援センター（令和4年度7か所）において、配偶者等（事実婚及び交際相手を含む）からの暴力被害者に関する各般の相談に応じるとともに、被害者の自立生活促進のための情報提供、保護命令制度の利用についての情報提供等を行いました。

⑤ 子ども家庭センター等による相談事業の実施

目標・実施計画等

- しつけや子育ての相談をはじめ、不登校・ひきこもり、非行等、子育ての心配ごとについて、専門の職員が相談支援を行い、ひとり親家庭の養育不安の解消に努めます。
- 市町村が行う児童家庭相談の担当課と連携し相談支援を行います。

府内6ヶ所の子ども家庭センターの専門職員が、しつけや子育ての相談をはじめ、不登校・ひきこもり、非行等、子育ての心配ごとについて、相談に応じるとともに、市町村が行う児童家庭相談の担当課と連携し、相談支援を行いました。

■ 子ども家庭センターにおける児童相談の受付件数の状況（6ヶ所計）

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 件数 | 32,996件 | 33,121件 | 31,535件 | 32,960件 | 32,252件 |

⑥ 母子父子福祉推進委員による情報提供等の充実

目標・実施計画等

- 大阪府内（政令市・中核市を除く）の公立小学校区ごとに概ね 1 名の母子父子福祉推進委員を配置し、ひとり親家庭等からの相談に応じるとともに、適切な情報提供や情報発信が行えるよう、母子父子福祉推進委員の知識、技能の向上を目的とした研修を行います。

（母子父子福祉推進委員及び母子・父子自立支援員との間で「連携を行っている」及び「たまに連携することがある」とした福祉事務所設置自治体
令和元年度：8 自治体→ 令和 6 年度：27 自治体）

大阪府内（政令市・中核市を除く）の公立小学校区ごとに概ね 1 名の母子父子福祉推進委員を配置し、ひとり親家庭の親等からの相談に応じるとともに、適切な情報提供、情報発信が行えるよう、推進委員の知識、技能の向上を目的とした研修会を行いました。

■母子父子福祉推進委員による相談（政令市・中核市を除く）の状況

| | | 平成 30 年度 | | 令和元年度 | | 令和 2 年度 | | 令和 3 年度 | | 令和 4 年度 | |
|--------------|-------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 委嘱者数 | | 266 名 | | 244 名 | | 204 名 | | 187 名 | | 187 名 | |
| 相談件数 | | 6,619 件 | | 6,428 件 | | 5,097 件 | | 4,870 件 | | 4,961 件 | |
| | | 上期 3,289 | 下期 3,330 | 上期 3,385 | 下期 3,043 | 上期 2,390 | 下期 2,707 | 上期 2,567 | 下期 2,303 | 上期 2,624 | 下期 2,337 |
| 相談 内 訳 | 住宅 | 213 | 212 | 183 | 141 | 68 | 94 | 108 | 67 | 83 | 89 |
| | 就労 | 227 | 237 | 240 | 212 | 168 | 193 | 201 | 170 | 110 | 113 |
| | 子供の養育 | 275 | 343 | 326 | 301 | 201 | 187 | 204 | 243 | 361 | 224 |
| | 貸付金 | 112 | 147 | 102 | 83 | 37 | 60 | 85 | 56 | 63 | 57 |
| | 医療・健康 | 258 | 295 | 244 | 340 | 204 | 358 | 186 | 182 | 133 | 138 |
| | その他 | 2,204 | 2,096 | 2,290 | 1,966 | 1,712 | 1,815 | 1,783 | 1,585 | 1,874 | 1,716 |

(※)八尾市が平成 30 年度、寝屋川市が令和元年度、吹田市が令和 2 年度に中核市へ移行

⑦ 府・市町村担当課による情報提供等の充実

目標・実施計画等

- 相談先がない、相談先が分からない方のために、大阪府が相談ごとや各種事業などについて、総合案内（コンシェルジュ）機能を発揮します。
- 府民向けFAQを整備するとともに、府民お問合せセンター（ピピっとライン）や情報プラザにおいて、親切できめ細かな情報提供を行います。
- 府や市町村において、より分かりやすいひとり親施策のパンフレット等を作成し、ひとり親家庭等に対し、相談窓口や制度等の周知を図り、その活用を促進します。（令和元年度調査による「公的な施設や制度を知らなかった方」の低減を図る）

大阪府母子・父子福祉センターのホームページにおいて、各種相談や就職に有利な資格及び講習会の情報のほか、センターで受け付けた求人情報をタイムリーに周知し、利便性の向上に努めるとともに、府等が実施するひとり親家庭等に対する事業PR冊子を14,000部作成し、市町村や子ども家庭センター等関係機関へ配布しました。

⑧ 関係機関との相互連携の推進

目標・実施計画等

- ひとり親家庭等に対する総合的な相談窓口となる母子・父子自立支援員や府立母子・父子福祉センターをはじめ、就労支援機関であるハローワークや地域就労支援センターなど、地域における各種相談窓口との連携を強化し、身近な地域で生活や就業にわたる相談に応じるとともに、必要に応じて適切な制度や施設、サービスにつなぐなど支援体制の整備に向けた取り組みを進めます。（令和元年度調査による「公的な施設や制度を利用したことがある方」の向上を図る）

母子家庭等就業・自立支援センター事業などひとり親家庭等に対する支援施策の周知に際し、OSAKAしごとフィールドやハローワーク（マザーズハローワーク）の窓口で情報提供を行うなど、必要な情報提供と関係機関との相互連携に努めました。

⑨ 学校等教育機関との連携の推進

目標・実施計画等

- 学校等に配置、派遣されるスクールソーシャルワーカーの活用を通じて、学校等との連携強化を図り、支援を要するひとり親家庭の親や子どもを早期の段階で必要な制度や施設、サービスにつなぐことができるよう取り組みを促進し、子どもの貧困対策の推進に努めます。

スクールソーシャルワーカーとの連携を含め、地域において貧困などの困難を抱える子どもや保護者を必要な支援につなぐ取組みが進むよう、子どもの貧困緊急対策事業費補助金や取組事例の共有により市町村の取組みを支援しました。

6. 人権尊重の社会づくり

① 人権啓発に関する施策の推進

目標・実施計画等

- 結婚や離婚、未婚に対する固定的な価値観や先入観からの偏見や差別の解消に向けた啓発に取り組みます。

ひとり親家庭や寡婦が、結婚や離婚、未婚に対する固定的な価値観や先入観からの偏見や差別により人権侵害を受けることのないよう、企業に対する研修の場等を通じて、人権教育や人権啓発に取り組みました。

② 入居差別解消に向けた啓発の実施

(P22「宅地建物取引業者への研修の実施状況」参照)

③ 企業に対する公正採用に関する啓発の実施

- ・ 企業に対する公正な採用選考に関する啓発を通じて、ひとり親家庭等の人権問題への取り組みを進めました。
- ・ 公正採用選考人権啓発推進員に対する研修会、大阪企業人権協議会会員等と連携し、公正選考採用に関する啓発を行いました。

■ 公正採用選考人権啓発推進員に対する研修会等における修了者数

| | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|-----------------------|-----------------|-----------------|----------------|-----------------|----------------|
| 新任・基礎研修 修了者数(実施回数) | 836 人 (12 回) | 706 人 (11 回) | 204 人 (7 回) | 414 人 (11 回) | 783 人 (9 回) |

■ はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰

ひとり親家庭の親の自立を進めるためには、その就業支援が極めて重要です。このため、厚生労働省では、ひとり親家庭の親を多数雇用している企業、母子・父子福祉団体等に相当額の事業を発注している企業など、ひとり親家庭の親の就業支援に積極的に取り組んでいる企業を対象とした表彰を実施しています。

| | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 |
|-----------|----------|-------|---------|---------|---------|
| 表彰企業数(全国) | 3 社 | 1 社 | 4 社 | 1 社 | 1 社 |

④ 個人情報の取扱い等に関する取り組みの推進

目標・実施計画等

- 母子・父子自立支援員や相談関係者間で、支援を要するひとり親家庭等の情報を共有化できるよう必要な取り組みを進めるとともに、母子・父子自立支援員等に対し、個人情報の適正な取扱いを確保するため、研修等を通じて意識啓発や資質の向上に努めます。

市町村や子ども家庭センターの母子・父子自立支援員に対して、個人情報の適正な取扱い等に触れた人権研修を実施し、意識啓発や資質の向上に努めました。

(P 3「母子家庭等就業・自立支援センター事業（相談関係職員(母子・父子自立支援員)研修支援事業)の状況」参照)

2. 各施策の目標・実施計画の達成・進捗状況

基本目標1 就業支援

| 項目名 | 目標・実施計画等 | 目標の達成・進捗状況等 |
|---|---|--|
| 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 就業と子育ての両立を図るため、就業や日常生活の支援を組み合わせたワンストップによる事業を展開するとともに、マザーズハローワークをはじめとした就業相談機関と連携して、身近な地域での相談体制の整備や雇用の確保、職場への定着など就業による自立に向けた支援の充実を図ります。 ○ 全国のハローワークが保有する求人情報のオンライン提供を活用するほか、求職者の情報を集約した就業支援バンクを活用して、リアルタイムでの仕事紹介ができるように、就業・自立支援センター事業における職業紹介機能を強化します。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般市等就業・自立支援事業 【令和3年度：2市 →令和4年度：2市】 ※P4 参照 ○ ハローワーク求人情報のオンライン利用申請を行い、平成27年9月から求人情報オンラインによる求人検索を実施。 |
| 母子・父子自立支援プログラム策定等事業と生活保護受給者等就労自立促進事業等との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 母子・父子自立支援プログラム策定事業と生活保護受給者等就労自立促進事業等の連携を図り、一般市（福祉事務所を有する市町）及び郡部を所管する子ども家庭センター（池田・富田林・岸和田）（以下、「福祉事務所設置自治体」という。）における身近な地域での就労支援を促進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施市町 【令和3年度：22市町 →令和4年度：23市町】 |
| 地域就労支援事業による就労支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ひとり親家庭の親をはじめとする就職困難者に対して、市町村の実施する地域就労支援事業を交付金により支援するとともに、地域の関係機関との連携・協力体制づくり、コーディネーターの人材育成等を図るなどバックアップに努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 府内全市町村が実施するひとり親家庭の親等を含む就職困難者に対する就労支援を、交付金により支援するとともに、コーディネーターの人材育成等のバックアップに努めた。 ※P6 参照 |

| | | |
|----------------------------------|---|---|
| <p>公共職業訓練の実施</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ ひとり親家庭の親等に対する企業の求人ニーズを把握し、自立促進に対応した職業訓練を実施するとともに、訓練委託先の就職支援やハローワークとの連携を通じて就職率の向上に努めていきます。 ○ 特に訓練科目については、求人ニーズの状況やひとり親家庭の親等のニーズを的確に把握して、訓練修了後の就職につながることを期待できる科目の設定に努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ひとり親家庭の親等を対象とした職業訓練について、ニーズに応じた訓練科目を設定し実施するとともに、ハローワークや市町村・関係機関との連携を通じて就職支援を行った。 |
| <p>就業支援講習会の実施</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会情勢の変化なども踏まえ、ひとり親家庭の親等の円滑な就業準備や転職を支援する就業支援講習会の実施に努めます。(各年度：受講者の就業率 9割以上) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 受講者の就業率 【令和3年度：91.9% →令和4年度：86.5%】 |
| <p>母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業等の実施</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ ひとり親家庭の親が、より収入が高く安定した雇用につながるよう、母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業において就業に有利な資格の取得支援を充実します。 ○ ひとり親家庭の親の学び直しを支援し、より良い条件での就業につなげるため、一般市(福祉事務所を有する市町)における高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施を働きかけます。 (親の学び直しの事業実施 令和元年度：15市→令和6年度：26市町) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業は全市町で実施 ○ 親の学び直しの事業(高等学校卒業程度認定試験合格支援事業)実施市町 【令和3年度：13市 →令和4年度：14市】 |
| <p>技能習得期間中の生活資金貸付の実施</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業など他制度との連携も図りつつ、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の周知及び適正な貸付業務を行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村等関係機関へ周知用パンフレット等を配布する。(1種類 5,500部作成) ○ 貸付状況 ※P12参照 |
| <p>民間事業主に対するひとり親家庭の親の雇用の働きかけ</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ さまざまな機会、媒体を活用してひとり親家庭の親の雇用に関する事業主等への協力の要請を行い、企業開拓を推進します。 また、一般市において、特別措置法に定める国に準じた取り組みの実施を働きかけます。(令和元年度：14市→令和6年度：26市町) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別措置法に定める国に準じた取り組みの実施市町 【令和3年度：9市 →令和4年度：10市】 |
| <p>ひとり親家庭の親の雇用に配慮した官公需発注の推進</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ ひとり親家庭の親をはじめとする就職困難者の雇用促進に努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合評価入札制度を実施し、ひとり親家庭の親等の常用雇用の推進に努めた。 |

| | | |
|--|---|---|
| 母子・父子福祉団体等への業務発注の推進 | ○ 母子・父子福祉団体等への、物品や役務の調達など業務の発注を推進します。 | ○ 母子・父子福祉団体等に対し、ひとり親家庭支援事業の委託などを発注した。 ※P15 参照 |
| 公務労働分野におけるひとり親家庭の親等の非常勤職員での雇用を通じた正規雇用へのステップアップ | ○ 大阪府の公務労働分野での非常勤職員の雇用を推進するとともに、雇用期間満了後の就労支援については、就業・自立支援センター事業において、きめ細かなフォローアップに努めます。 また、各市町村における非常勤職員の雇用を働きかけます。 | ○ 母子家庭等就業・自立支援センターを通じ、府の非常勤職員等の就労斡旋を行うことで、雇用の推進を図った。 |
| ひとり親家庭の親の雇用を進める事業主への表彰制度の創設 | ○ ひとり親家庭の親の雇用拡大につながるよう、特に優れた取組をする事業主を表彰します。 | ○ ひとり親家庭の親の雇用や子育てをしやすい職場環境づくりに積極的に取り組む企業(団体)を表彰する制度を新設し、表彰を実施しました |
| ひとり親家庭の親の職場定着支援等の取組を推進 | ○ ひとり親家庭の親の職場定着支援等の取組の一環として、ひとり親家庭の親の職場環境整備等支援組織を認定します。 | ○ 府立母子・父子福祉センターの指定管理者が、母子家庭等就業・自立センター事業として、事業主と、その雇用されるひとり親家庭の親との間において支援を行った。 |
| ひとり親家庭の親等が共同で事業を開始する際の支援 | ○ 事業を開始する際の支援として、創業に関する相談等に応じます。 | ○ 市町等母子・父子自立支援員へ府制度融資の情報を提供する。 ○ 貸付状況 ※P27 参照 ※ 府内各商工会、商工会議所等では、創業に関する相談に応じている。 |

基本目標2 子育てをはじめとした生活面への支援

| 項目名 | 目標・実施計画等 | 目標の達成・進捗状況等 |
|---|---|--|
| 保育所等優先入所の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 国通知に基づき、ひとり親家庭の児童が保育所等に優先的に入所できるよう市町村に働きかけていきます。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 国通知に基づき母子家庭等の優先入所が図られており、市町村においては入所判定基準において、母子・父子家庭の場合は最大の加算点とするなどの配慮がされている。 ※P17 参照 |
| 多様な保育、子育て支援サービスの提供 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 多様化する保護者の就労形態に対応できるよう、保育所等における一時預かり、延長保育、休日保育、夜間保育、病児保育事業等の多様できめ細かな保育・子育て支援サービスの提供を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 延長保育事業実施市町村数【令和3年度：33箇所→令和4年度：33箇所】 ○ 病児保育事業実施市町村数【令和3年度：30箇所→令和4年度：30箇所】 ※P17 参照 |
| 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 国通知に基づき、ひとり親家庭の児童が放課後児童クラブを優先的に利用できるよう働きかけていくとともに、開設時間の延長や土曜日・学校の長期休暇中(夏季休暇等)の開設、障がい児の受け入れ、71人以上の大規模クラブの解消など、放課後児童クラブの充実を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 国通知に基づき、地域の実情に依じて、ひとり親家庭の児童の優先利用や開設時間の延長、長期休業中の開設、障がい児の受け入れなど、放課後児童クラブの充実が図られている。 ○ 放課後児童健全育成事業実施状況(放課後児童クラブ数) 【令和3年度：535クラブ→令和4年度：530クラブ】 (クラブ在籍児童数) 【令和3年度：28,139人→令和4年度：28,893人】 ※P18 参照 |
| ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施やファミリー・サポート・センター事業の活用 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 日常生活支援事業を担う家庭生活支援員の確保に努めるとともに、ひとり親家庭等の自立や生活の安定に向けた制度利用の促進に努めます。 ○ 家庭生活支援員として、ひとり親家庭等を積極的に活用します。 ○ ひとり親家庭に対し、ファミリー・サポー | <ul style="list-style-type: none"> ○ ひとり親家庭等日常生活支援事業実施市町【令和3年度：4市町→令和4年度：5市町】 ○ 新子育て支援交付金(優先配分枠)「ファミリー・サポート・センター利用支援事業」を |

| | | |
|------------------------|--|--|
| | ト・センター事業の活用を推進します。 | 実施し、利用料の負担軽減を図っている市町村 【令和3年度：1市 →令和4年度：1市】 ○ 新子育て支援交付金（市町村計画枠）を活用し、利用料の負担軽減を図っている市町村 【令和3年度：2市町 →令和4年度：2市町】 |
| 生活支援講習会等事業の実施 | ○ 生活支援に関する講習会を実施し、家庭での育児、児童のしつけなど子どもの世話や家事など、ひとり親家庭が生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るように努めます。 | ○ ひとり親家庭にとって身近な問題を解決できるよう、食育や健康、家計管理をテーマに講習会を実施した。 |
| 母子生活支援施設を活用した生活支援、自立支援 | ○ 母と子どもが母子生活支援施設を利用することによって、子育てや生活の自立が図れるよう、引き続き支援を行います。 | ○ 18歳未満の子どもを養育している母子家庭又は様々な事情のため母子家庭に準じる家庭の母と子どもに対し、母子生活支援施設において、心身と生活を安定させるための相談・援助を継続し、自立を支援した。 |
| 公営住宅における優先入居の推進等 | ○ 真に住宅に困窮する府民の居住の安定の確保を図るため、府営住宅の入居者募集においては、ひとり親世帯や高齢者、障がい者等を対象とした福祉世帯向け募集枠による優先入居を引き続き実施します。 ○ ひとり親家庭などの住宅困窮者等が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、市町村や宅地建物取引業者等と連携し、入居を拒まない民間賃貸住宅等の登録、ホームページ等を通じて情報提供を行う、大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度を推進します。 | ○ 府営住宅において、募集戸数の概ね6割を福祉世帯向け募集として実施。 ※平成29年3月より外国人や障がい者でも拒まず入居を応援するという内容を含め、「大阪あんぜん・あんしん賃貸住宅登録制度」へ名称を変更。 |
| 子どもの学習支援等の推進 | ○ 子どもの健やかな育成環境や学習機会の確保を図るため、居場所づくりを含めた学習支援等を推進します。 | ○ 子どもの学習・生活支援事業（生活困窮者自立支援制度）実施市町(政令・中核市を含む) |

| | | |
|--------------------------|---|--|
| | | <p>【令和3年度：28市町 →令和4年度：28市町】</p> <p>○ 子どもの生活・学習支援事業(母子家庭等対策総合支援事業)市町(政令・中核市を除く)</p> <p>【令和3年度：5市町 →令和4年度：5市町】</p> |
| 子ども輝く未来基金を活用したひとり親家庭への支援 | ○ 子ども輝く未来基金を活用し、ひとり親家庭の子どもの体験活動や生活支援などを実施します。 | ○ 児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の小学6年生を対象に、自転車や電子辞書等の物品の支給を行った。また、ひとり親家庭の子どもを対象に、文化芸術活動や自然・スポーツ活動等の参加に必要な経費を補助した。 |

基本目標 3 面会交流の促進・養育費確保への支援

| 項目名 | 目標・実施計画等 | 目標の達成・進捗状況等 |
|----------------|--|---|
| 面会交流に向けた支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 面会交流をスムーズ、かつ、継続的に行うことができるよう、その実態把握に努めるとともに、府立母子・父子福祉センターにおいて、適切な助言や情報提供等支援を行う相談体制の整備を進めます。 ○ 離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や面会交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するための親支援講座等の取組を推進します。 (令和元年度調査による「現在、面会交流を行っている」母子世帯 30.9%、父子世帯 46.4%の向上を図る) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 面会交流のスムーズな実施につながるよう、適切な助言や情報提供等の支援を行う相談体制の整備を進めている。 ○ 離婚前後の親支援講座を実施。 |
| 養育費確保に向けた取組の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 当事者に対する養育費の取り決めに促すとともに、民間の保証会社と提携した支援制度を活用するなど、養育費の確保に関する取り組みを進めていきます。 (令和元年度調査による「養育費の取り決めをしている」母子世帯 48.6%、「受け取っている及び時々受け取っている」母子世帯 21.8%の向上を図る) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 当事者に対する養育費の取り決めに促すとともに、養育費の履行確保等支援事業（郡部(8町1村)の児童扶養手当受給者（同様の所得水津を含む）を対象とした、公正証書等作成費用及び養育費保証契約における保証料の支援）を実施。 |
| 法律等相談事業の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 弁護士による面会交流や養育費に関する法律相談を実施するとともに、必要に応じて、相談者に法テラス、弁護士会や民間団体等を紹介します。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 養育費の取り決めなど生活に密着したさまざまな法律、経済的問題等について、弁護士による相談事業を実施した。 |
| 相談機能の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 母子・父子自立支援員など相談関係者の資質向上を図るための研修会や情報提供を行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 母子・父子自立支援員が実施する相談において、離婚に際して養育費の確保を行うための手続きや先進事例等を踏まえた研修等により相談機能を強化した。 |

基本目標4 経済的支援

| 項目名 | 目標・実施計画等 | 目標の達成・進捗状況等 |
|----------------------------|--|--|
| 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の適正な貸付事業の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 父子家庭にも対象が拡大されたことに伴い、一般市との連携により、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の周知及び適正かつ円滑な貸付業務に努めます。 ○ 母子家庭・父子家庭自立支援給付金事業や奨学金事業など他制度との連携も図りつつ、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の適正な貸付事業に努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村等関係機関へ周知用パンフレット等を配布する。 (1種類 5,500部作成) ○ 貸付状況 ※P27参照 |
| 児童扶養手当の適正な給付業務の実施等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を図ることを目的とした児童扶養手当の適正な支給に努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童扶養手当については受給者等が80,000人前後で推移しており、給付事務の適正な実施に努める。 ※P28参照 |
| ひとり親家庭医療費助成等の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ひとり親家庭や乳幼児に係る医療費の自己負担相当額の一部を助成することにより、経済的負担の軽減と健康の保持増進を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業費総額は近年概ね横ばい傾向にある。本制度は対象者にとって重要な役割を担っており、訪問看護を助成対象にするなど拡充しつつ制度の持続可能性の確保に留意し、引き続き助成に努める。 |
| 各種減免・奨学金制度の実施等による就学支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 就学支援の一環として、各種減免・奨学金制度の周知及び適正な助成・貸与・減免に努めるとともに、就学支援に関する相談等に応じます。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 就学支援金制度及び私立高等学校等授業料無償化制度により高等学校等の授業料負担の軽減を行ったほか、授業料以外の教育費に充てるため、奨学のための給付金を支給。 |

基本目標5 相談機能の充実

| 項目名 | 目標・実施計画等 | 目標の達成・進捗状況等 |
|--------------------------|---|---|
| 母子・父子自立支援員等による相談事業の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 母子・父子自立支援員による相談支援をはじめ、プライバシーの保護に配慮しつつ、地域における支援の担い手となる関係者との連携を図り、問題解決に必要なかつ適切な支援や情報提供など、きめ細かな相談対応を行います。 (令和元年度調査による「支援員に相談された方」母子世帯0.5%、父子世帯0.7%の向上を図る) ○ 就業や養育費の確保など、生活基盤の安定を図るための各種支援を行うため、職業紹介機関や法律相談機関等と一層密に連携していきます。 ○ 相談の最前線に立つ母子・父子自立支援員の生活支援や就業支援の相談等の強化を図るため、ニーズにマッチしたさまざまな事例やロールプレイ形式によるきめ細かな研修を実施するとともに、ブロック会議の場等を通じて必要な情報提供を行うなど、相談機能の充実強化を図ります。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 母子・父子自立支援員による相談件数 【令和3年度：9,577件 →令和4年度：9,735件】 ○ ひとり親家庭等向け施策をまとめたパンフレットを作成し、市町村や子ども家庭センター等関係機関へ配布。(約12,000部) ○ 各ブロックにおいて、母子・父子自立支援員研修会を対面・書面にて開催し、意見交換等を実施。 |
| 府立母子・父子福祉センターにおける相談機能の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ひとり親家庭の親や寡婦の生活の安定、向上のための相談支援を行い、府内の中核的な拠点施設としての役割を果たします。 (令和元年度調査による「相談先がない」母子世帯7.7%、父子世帯21.6%の低減を図る) | <ul style="list-style-type: none"> ○ ひとり親家庭の親等を対象に、電話や面接による相談（ピアカウンセリング）を実施。 |
| 土日・夜間相談事業の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 仕事や子育てにより、平日や日中における相談が困難なことから、比較的時間に余裕のある夜間、休日に気軽に相談でき、適切なアドバイスを得ることのできる電話相談を実施し、必要な支援や情報提供に努めます。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ひとり親家庭等向け施策をまとめたパンフレットを作成し、市町村や子ども家庭センター等関係機関へ配布。(約12,000部) |
| 配偶者暴力相談支援センターによる相談事業の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 本相談事業の周知を図るとともに、被害者の人権の尊重や安全確保に十分に配慮しながら、必要な支援や情報提供に努めます。 (令和元年度調査による「ひとり親になった理由：暴力」母子世帯11.9%、寡婦10.1%の低減を図る) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 配偶者等からの暴力被害者に関する各般の相談に応じるとともに、被害者の自立生活促進のための情報提供、保護命令制度の利用についての情報提供等を行った。 |

| | | |
|------------------------------|---|---|
| <p>子ども家庭センター等による相談事業の実施</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ しつけや子育ての相談をはじめ、不登校・ひきこもり、非行等、子育ての心配ごとについて、専門の職員が相談支援を行い、ひとり親家庭の養育不安の解消に努めます。 ○ 市町村が行う児童家庭相談の担当課と連携し相談支援を行います。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 府内6か所の子ども家庭センターの専門職員が、しつけや子育ての相談をはじめ、不登校・ひきこもり、非行等、子育ての心配ごとについて、相談に応じるとともに、市町村が行う児童家庭相談の担当課と連携し、相談支援を行った。 【児童相談受付件数（6か所計） 令和3年度 32,960件 →令和4年度 32,252件】 |
| <p>母子父子福祉推進委員による情報提供等の充実</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 大阪府内（政令市・中核市を除く）の公立小学校区ごとに概ね1名の母子父子福祉推進委員を配置し、ひとり親家庭等からの相談に応じるとともに、適切な情報提供や情報発信が行えるよう、母子父子福祉推進委員の知識、技能の向上を目的とした研修を行います。（母子父子福祉推進委員及び母子・父子自立支援員との間で「連携を行っている」及び「たまに連携することがある」とした福祉事務所設置自治体 令和元年度：8自治体 → 令和6年度：27自治体） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 母子父子福祉推進委員及び母子・父子自立支援員との間で「連携を行っている」及び「たまに連携することがある」とした一般市及び郡部を所管する子ども家庭センター 【令和3年度：11市 →令和4年度：12市】 |
| <p>府・市町村担当課による情報提供等の充実</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談先がない、相談先が分からない方のために、大阪府が相談ごとや各種事業などについて、総合案内（コンシェルジュ）機能を発揮します。 ○ 府民向けFAQを整備するとともに、府民お問合せセンター（ピピっとライン）や情報プラザにおいて、親切できめ細かな情報提供を行います。 ○ 府や市町村において、より分かりやすいひとり親施策のパンフレット等を作成し、ひとり親家庭等に対し、相談窓口や制度等の周知を図り、その活用を促進します。（令和元年度調査による「公的な施設や制度を知らなかった方」の低減を図る） | <ul style="list-style-type: none"> ○ ひとり親家庭等向け施策をまとめたパンフレットを作成し、市町村や子ども家庭センター等関係機関へ配布。（約12,000部） |

| | | |
|-----------------------|---|---|
| <p>関係機関との相互連携の推進</p> | <p>○ ひとり親家庭等に対する総合的な相談窓口となる母子・父子自立支援員や府立母子・父子福祉センターをはじめ、就労支援機関であるハローワークや地域就労支援センターなど、地域における各種相談窓口との連携を強化し、身近な地域で生活や就業にわたる相談に応じるとともに、必要に応じて適切な制度や施設、サービスにつなぐなど支援体制の整備に向けた取り組みを進めます。</p> <p>(令和元年度調査による「公的な施設や制度を利用したことがある方」の向上を図る)</p> | <p>○ ひとり親家庭等に対する支援施策の周知に際し、OSAKAしごとフィールドやハローワーク（マザーズハローワーク）の窓口にて情報提供を行うなど、必要な情報提供と関係機関の相互連携に努めた。</p> |
| <p>学校等教育機関との連携の推進</p> | <p>○ 学校等に配置、派遣されるスクールソーシャルワーカーの活用を通じて、学校等との連携強化を図り、支援を要するひとり親家庭の親や子どもを早期の段階で必要な制度や施設、サービスにつなぐことができるよう取り組みを促進し、子どもの貧困対策の推進に努めます。</p> | <p>○ ひとり親家庭の親や子どもを早期の段階で必要な制度や施設、サービスにつなぐため、スクールソーシャルワーカーや地域のCSW、民生委員、児童委員等様々な人材を通じて学校等と連携しました。</p> <p>○ 「学びを支える環境づくりを支援」等の視点で全庁の事業を総点検し、「子どもの貧困対策に関する具体的取組」をとりまとめました。</p> <p>また、地域人材を活用するとともに学校等と連携し、支援を要する子ども及び保護者の発見から支援の実施、見守りまでをトータルでサポートするモデル事業を実施しました。</p> |

基本目標6 人権尊重の社会づくり

| 項目名 | 目標・実施計画等 | 目標の達成・進捗状況等 |
|-----------------------|--|---|
| 人権啓発に関する施策の推進 | ○ 結婚や離婚、未婚に対する固定的な価値観や先入観からの偏見や差別の解消に向けた啓発に取り組みます。 | ○ 公正採用選考人権啓発推進員に対する研修会等を通じて、ひとり親家庭等に関する人権教育・啓発を行った。 |
| 個人情報の取り扱い等に関する取り組みの推進 | ○ 母子・父子自立支援員や相談関係者間で、支援を要するひとり親家庭等の情報を共有化できるよう必要な取り組みを進めるとともに、母子・父子自立支援員等に対し、個人情報の適正な取り扱いを確保するため、研修等を通じて意識啓発や資質の向上に努めます。 | ○ 母子・父子自立支援員に対して個人情報の適正な取扱い等に触れた人権研修を実施。 |

1. 児童扶養手当受給者数の推移

大阪府における児童扶養手当受給者は、令和5年3月末時点で、69,653人となっており、減少傾向にある。

大阪府内の児童扶養手当受給者数等の推移（各年度3月末現在） (単位:人)

| | 大阪府 | 全国 | 全国比 |
|--------------|--------|-----------|------|
| 平成20(2008)年度 | 88,947 | 966,266 | 9.2% |
| 平成21(2009)年度 | 90,518 | 985,682 | 9.2% |
| 平成22(2010)年度 | 95,370 | 1,055,181 | 9.0% |
| 平成23(2011)年度 | 96,650 | 1,070,211 | 9.0% |
| 平成24(2012)年度 | 96,185 | 1,083,317 | 8.9% |
| 平成25(2013)年度 | 94,310 | 1,073,790 | 8.8% |
| 平成26(2014)年度 | 92,176 | 1,058,231 | 8.7% |
| 平成27(2015)年度 | 89,653 | 1,037,645 | 8.6% |
| 平成28(2016)年度 | 86,235 | 1,006,332 | 8.6% |
| 平成29(2017)年度 | 83,353 | 973,188 | 8.6% |
| 平成30(2018)年度 | 80,133 | 939,262 | 8.5% |
| 令和元(2019)年度 | 76,719 | 900,673 | 8.5% |
| 令和2(2020)年度 | 74,720 | 877,702 | 8.5% |
| 令和3(2021)年度 | 72,909 | 854,832 | 8.5% |
| 令和4(2022)年度 | 69,653 | 818,925 | 8.5% |

※政令市・中核市を含む。

2. 生活保護受給母子世帯数の推移

大阪府内で生活保護を受給している母子世帯は、令和5年3月時点で9,461世帯となっており、減少傾向にある。

大阪府内の生活保護受給母子世帯数の推移（各年度3月分速報値） (単位:世帯)

| | 大阪府 | 全国 | 全国比 |
|--------------|--------|---------|-------|
| 平成20(2008)年度 | 17,247 | 94,285 | 18.3% |
| 平成21(2009)年度 | 18,576 | 103,195 | 18.0% |
| 平成22(2010)年度 | 19,455 | 110,096 | 17.7% |
| 平成23(2011)年度 | 19,806 | 112,728 | 17.6% |
| 平成24(2012)年度 | 19,029 | 111,776 | 17.0% |
| 平成25(2013)年度 | 18,194 | 108,399 | 16.8% |
| 平成26(2014)年度 | 17,413 | 105,442 | 16.5% |
| 平成27(2015)年度 | 16,290 | 100,924 | 16.1% |
| 平成28(2016)年度 | 15,120 | 95,489 | 15.8% |
| 平成29(2017)年度 | 13,678 | 88,540 | 15.4% |
| 平成30(2018)年度 | 12,659 | 83,050 | 15.2% |
| 令和元(2019)年度 | 11,622 | 77,307 | 15.0% |
| 令和2(2020)年度 | 10,667 | 72,362 | 14.7% |
| 令和3(2021)年度 | 9,940 | 68,110 | 14.6% |
| 令和4(2022)年度 | 9,461 | 65,021 | 14.6% |

※政令市・中核市を含む。

3. 大阪府内市町村（政令市・中核市除く）における、ひとり親家庭等自立促進計画の策定状況

| 自治体名 | 計画策定の有無 |
|-------|---------|
| 岸和田市 | 有 |
| 池田市 | 有 |
| 泉大津市 | 有 |
| 貝塚市 | 有 |
| 守口市 | 有 |
| 茨木市 | 有 |
| 泉佐野市 | 有 |
| 富田林市 | 有 |
| 河内長野市 | 有 |
| 松原市 | 有 |
| 大東市 | 有 |
| 和泉市 | 有 |
| 箕面市 | 有 |
| 柏原市 | 有 |
| 羽曳野市 | 有 |
| 門真市 | 有 |
| 摂津市 | 有 |
| 高石市 | 有 |
| 藤井寺市 | 有 |
| 泉南市 | 有 |
| 四條畷市 | 有 |
| 交野市 | 有 |
| 大阪狭山市 | 有 |
| 阪南市 | 有 |
| 島本町 | 有 |

- ・ 策定「有」には、他の計画でひとり家庭等に関する施策を読み込んでいる場合を含む。
- ・ 8町1村（豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村）については福祉事務所の設置が無いため府が所管。